

証券総合サービス約款集の一部改定

2019年7月
 ごうぎん証券株式会社

第1章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第5節 解約・変更 第20条 (契約の解約事由) (1) この約款における各契約および取扱いは、次の事由に該当したとき解約されるものとします。</p> <p>① お客さまから解約の申出があった場合 ② お客さまが手数料を支払わない場合 ③ お客さまがこの約款に違反した場合 ④ 有価証券の残高がないまま相当の期間を経過した場合</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>⑤ お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会の「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に基づき、当社が解約を申出たとき ⑥ お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をしまたは暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により当社がお客さまに解約を申出たとき ⑦ お客さまが口座開設申込時に行った「反社会的勢力でないことの確約」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき ⑧ お客さまが当社と山陰合同銀行における情報の相互提供の同意を解除したとき ⑨ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間を置いて解約を申出たとき ⑩ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき ⑪ 「犯罪収益移転防止法」に基づく、本人確認ができない場合 ⑫ その他やむを得ない理由により、当社がお客さまとの取引の継続が望ましくないと判断し、解約を申出た場合</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第24条 (サービス内容等の変更) 当社は、この約款で言及するサービスの内容の変更を行うことがあります。変更を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットにより周知します。</p> <p>第7節 雑 則 第40条 (約款の変更) この約款集は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットにより周知します。</u></p>	<p>第5節 解約・変更 第20条 (契約の解約事由) (1) この約款における各契約および取扱いは、次の事由に該当したとき解約されるものとします。</p> <p>① お客さまから解約の申出があった場合 ② お客さまが手数料を支払わない場合 ③ お客さまがこの約款に違反した場合 ④ 有価証券の残高がないまま相当の期間を経過した場合 ⑤ <u>第40条に定める、この約款の変更にお客さまが同意されない場合</u> ⑥ お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会の「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に基づき、当社が解約を申出たとき ⑦ お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をしまたは暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により当社がお客さまに解約を申出たとき ⑧ お客さまが口座開設申込時に行った「反社会的勢力でないことの確約」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき ⑨ お客さまが当社と山陰合同銀行における情報の相互提供の同意を解除したとき ⑩ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間を置いて解約を申出たとき ⑪ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき ⑫ 「犯罪収益移転防止法」に基づく、本人確認ができない場合 ⑬ その他やむを得ない理由により、当社がお客さまとの取引の継続が望ましくないと判断し、解約を申出た場合</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>第24条 (サービス内容等の変更) 当社は、<u>お客さまに通知することなく、この約款で言及するサービスの内容の変更を行うことがあります。</u></p> <p>第7節 雑 則 第40条 (約款の変更) この約款集は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p>

新	旧
(削除)	<p>① 当社は、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまにあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客さまに通知します。</p> <p>② 上記①の通知は、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</p> <p>③ この約款集の条項中、当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合において、申込者が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更に同意いただいたものとして扱います。</p>
(削除)	
(削除)	

第 3 章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 3 節 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い</p> <p>第14条 (受渡日等)</p> <p>取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取決める場合を除き、約定日から起算して 3 営業日目とします。</p>	<p>第 3 節 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い</p> <p>第14条 (受渡日等)</p> <p>取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取決める場合を除き、約定日から起算して 4 営業日目とします。</p>

第 10 章 振替決済口座管理約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第16条の2 (権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)</p> <p>(1) 当社が、お客さまによる権利確定日(権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。)を受渡日とする上場株券等(取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けした上場株券等の引渡しが行われなかったこと(以下「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客さまの株主等(株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。以下本条において同じ。)としての権利を保全するため、お客さまは当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</p> <p>① 当社が、お客さまから当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとして</p> <p>② 前号のお客さまからの申込みに対し、当社は、お客さまの株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること(需給状況等により、当社はお客さまからの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります)</p>	(新 設)

新	旧
<p>す。)および本件貸借取引(前号のお客さまからの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。)に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること</p> <p>③ 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客さまの貸借料は無償とすること</p> <p>④ 当社は、当社の上位機関から、当該上位機関が日本証券金融株式会社から借り入れたフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客さまに貸し出すこと</p> <p>⑤ お客さまは、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客さまから担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として当社の上位機関に差し入れ、当該上位機関が当社から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当該上位機関による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること</p> <p>⑥ 権利確定日の翌営業日に、当社はお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客さまは当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること</p> <p>⑦ 上記④および⑤に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客さま、当社、当社の上位機関および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること</p> <p>(2) 次の各号に掲げる事由がお客さままたは当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客さまに貸し出した上場株券等をお客さまが返済できなくなった場合、当社がお客さまから提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客さまに貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとし、</p> <p>① 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき</p> <p>② 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき</p> <p>③ 租税公課の滞納により差押えを受けたとき</p> <p>④ 支払を停止したとき</p> <p>⑤ 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が発送された</p>	

新	旧
<p>とき</p> <p>⑥ <u>手形交換所または電子記録債権法第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p>⑦ <u>自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき</u></p> <p>⑧ <u>書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めるとき</u></p> <p>(3) <u>上記(1)および(2)に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。</u></p> <p>(4) <u>お客さまから担保として提供を受けた上場株券等について、当社が当該上場株券等を担保提供した当社の上位機関および当該上位機関が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客さまを権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。</u></p> <p>(5) <u>お客さまが当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、上記(1)から(4)、以下(6)および(7)の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客さまは、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。</u></p> <p>(6) <u>上記(1)に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客さま名および当社名を記載した書面（お客さまから担保として提供された上場株券等について、上記(1)⑥に基づき、当社が当社の上位機関に担保として提供し、当該上位機関が日本証券金融株式会社に対し担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：上記(1)に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）</u></p> <p>(7) <u>前項にかかわらず、お客さまと当社は、お客さまから特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。</u></p>	

第 11 章 積立投資信託取扱約款

（下線部分変更）

新	旧
<p>第13条（解 約） 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① <u>お客さまが当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申出た場合</u></p> <p>② <u>当社が本サービスを営むことができなくなった場合</u></p> <p>③ <u>当社が本サービスの解約を申出た場合</u> <u>（ 削 除 ）</u></p>	<p>第13条（解 約） 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① <u>お客さまが当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申出た場合</u></p> <p>② <u>当社が本サービスを営むことができなくなった場合</u></p> <p>③ <u>当社が本サービスの解約を申出た場合</u></p> <p>④ <u>総合取引約款第 40 条に定めるこの約款の改</u></p>

新	旧
	定にお客さまが同意しないとき

第 13 章 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する 約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限ります。)、<u>「非課税口座開設届出書」</u>および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)または「非課税口座簡易開設届出書」をご提出いただくとともに、当社に対して<u>租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)</u>を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管します。</p> <p>(2) 当社での再開設、および他金融機関からの変更設定を行う場合は、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」について、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書は受付できません。</p> <p>(3)~(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 <u>非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理</u></p>	<p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限ります。)、<u>「非課税口座開設届出書」</u>および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)または「非課税口座簡易開設届出書」をご提出いただくとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管します。</p> <p>(2) 当社での再開設、および他金融機関からの変更設定を行う場合は、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」について、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書は受付できません。</p> <p>(3)~(4) (省 略)</p> <p>(5) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 <u>非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられて</u></p>

新	旧
<p>勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(6)～(7) (現行どおり)</p>	<p>いたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(6)～(7) (省略)</p>
<p>第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの)に限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p>	<p>第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り)のみを受け入れます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>
<p>第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るもの)ならびに特定口座への移管に係るものを</p>	<p>第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るもの)ならびに特定口座への移管に係るものを</p>

新	旧
<p>除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>第9条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、<u>「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p>	<p>第9条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p>
<p>①～③ (現行どおり)</p> <p>第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、<u>「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p>	<p>①～③ (省略)</p> <p>第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p>
<p>①～② (現行どおり)</p> <p>第9条の3 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>(1) 当社は、お客さまから提出を受けた第2条(1)の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に應じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。<u>ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出</u></p>	<p>①～② (省略)</p> <p>第9条の3 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>(1) 当社は、お客さまから提出を受けた第2条(1)の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に應じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p>

新	旧
<p>をしたお客さまから、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合 ((1)ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。) には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>	<p>①～② (省略)</p> <p>(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>
<p>第9条の4 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期限までに、当社に対して「<u>非課税口座異動届出書</u>」をご提出いただく必要があります。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>第9条の4 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が別に定める期限までに、当社に対して「<u>金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)</u>」をご提出いただく必要があります。<u>この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項の規定を適用します。</u></p> <p>(3) (省略)</p>
<p>第13条 (異動、出国、死亡時の取扱い)</p> <p>次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、<u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 2 号の規定により、出国届出書を提出していただきます。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p>	<p>第13条 (異動、出国、死亡時の取扱い)</p> <p>次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項の規定により、出国届出書を提出していただきます。</u></p> <p>③ (省略)</p>
<p>第14条 (契約の解除)</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 … 租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)</u></p> <p>③ 前条②の「<u>出国届出書</u>」の提出があった場合 … 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (「(非課税口座) 継続適用届出書」を提</p>	<p>第14条 (契約の解除)</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>② 前条②の「<u>出国届出書</u>」の提出があった場合 … 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 … 租税特別措置法施行令第 25 条</p>

新	旧
<p>出した場合を除きます) … 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、前条③の「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 … 当該非課税口座開設者が死亡した日 (削除)</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、前条③の「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 … 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>

第14章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第27条 (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～⑤ (現行どおり) (削除)</p>	<p>第27条 (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～⑤ (省略) ⑥ <u>お客さまがこの約款の変更に同意されないとき … 当社の定める日</u></p>